

令和 4 年 6 月 3 日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和4年6月3日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

鎌田 礼二 委員長

菅原 善幸 副委員長

阿部 かほる 委員

土見 大介 委員

小高 洋 委員

志賀 勝利 委員

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員（なし）

事務局出席職員氏名

事務局 局長 相澤 和広

議事調査係 係長 石垣 聡

議事調査係 主査 工藤 聡美

会議に付した事件

調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」

- ・契約事務について

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

傍聴者はおりませんね。

これより議事に入ります。

調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」のうち、契約事務についてを議題といたします。

本日の委員会では、前回行いました当局への質疑など、これまでの経過を踏まえ、今後の進め方について、協議したいと思います。私としては、ガイドラインを変えてもらおうと。そして、この間まで出ていた要綱を盛り込んでもらうという方向性があるのではないかと、私は考えておりますが、皆さん、いかがですか。各委員のご意見をお聞きしたいと思います。

要望の中には、公募の仕方とか、あとは随意契約をもうちょっとしっかり形に盛り込んでもらうとか。志賀委員。

○志賀委員 この前、資料として出てきたやつ。

○鎌田委員長 説明したい。

○志賀委員 何の説明もしないままですよ。

○鎌田委員長 分かりました。じゃ、これを配付させてもらっていいですか、皆さん。志賀委員の。（「しています。一度お配りしておりますから」の声あり）

○志賀委員 前回配ったんです。

○鎌田委員長 そうでしたっけ。

○志賀委員 終わった後に配ったからやらなかった。（「僕、間違えてすっかり違うやつ持ってきたから、僕のないですか」「A4横の資料」「3枚つづり」「A4横判のやつ」「志賀さんが一番最後に配ったやつ」「その1、その2」の声あり）

資料を基に当局にいろんな質問をしたかったわけです。

○鎌田委員長 じゃ、ちょっとまず、概略説明していただけますか。

○志賀委員 まず、これは私のまとめたやつなんですけれども、入札方式の選定の基本的な考え方ということで、随意契約というのがあるよと。それから競争入札というのがあるよと。あと競り売り、それからプロポーザル方式というようなものがあると。随意契約については、緊急を要する事業の場合、また、競争入札に適さない事業の場合というようなことがあると

ということですね。2者以上の相見積りが原則であるということやうたってあります。ところが、現実的にはそういうことが守られていない事業が多々あったということですね。

1つの例としては、セレーノマンションの土地の売却、これは1億5,000万円が随意契約で売り払われている。それから、市営上屋の売却が39万円で売り払われている。財産の売払いというのは、30万円以下は塩竈市の契約規則第14条では認められているけれども、それ以上のものについては認められていないわけですね。そういったものがあるにもかかわらず、それが行われているという実態があったので、これはどうなのということを管財契約課に聞こうと思ったんですが、それはできませんということ。

それと、あと競争入札については、一般競争入札、それから指名競争入札ということで、一般競争入札は3,000万円以上という一つのくくりがあって、価格競争が原則ですけれども、必要に応じ施工能力によって施工後の状況の評価する総合評価落札方式という適用があるということがあります。あと、指名競争入札については、これは有識者代表からの指名と。ただ、これは職員の、やはり、忖度が介在する可能性があるというところで、これについては、指名委員会メンバー構成の見直し、第三者の機関の関与ということも必要であろうと。競り売りについては、これは一般的には、市の場合は競り売り、競りで値段を決めることはないと思いますけれどもね。こういった一つの入札方式があると。

プロポーザルは、ご存じのとおり、いろんな形でプロポーザル方式というものを導入はしていますが、やはり、それについても、我々議員に対してプロポーザルを公開する場合もあるし、全く分からないままやっている場合もあるし、それはどうなんだろうかと。やはり、ちゃんと全ての面で案内をして、議員が何かしら関わられるような形が望ましいのではないのかなというふうに思っています。プロポーザルは公募制と指名制というのがありますので、これは、やはり第三者機関の評価というものが必要であろうというふうに思います。

それから、2として、その他の契約方式ということで、総合評価落札方式、それから単価契約。総合評価落札方式は、価格のみならず、技術面の評価によるもの。単価契約というのは、一般的にあらかじめ総数量が確定することができないものと。これは瓦礫収集なんかはその最たるものですが、そういったものですね。

それと、長期継続契約。これは、基本は、電気、ガス、水道、通信、不動産貸借というようなもの。

それから、委託契約。契約の変更、相手方との協議、合意を得て、使用内容や契約金額の変

更がされなければならないわけですね。特に、人件費の絡んでいる場合は、規定の人間が雇えなかった場合は、人件費の相当をそのまま払うということは、多分ないはずなんです。ですから、確定契約というものは、塩竈市ではガイドラインには何も書かれていないんですけれども、実際は、裁判の中では存在したということ。それと、職員の認識では、確定契約という認識は全くないということ。そういったことを、本当はこの前、管財契約課の課長に聞いたかったわけですが、これも聞けなかったということで、そういうこともきちんと契約書の中でうたっていく必要があるのではないかなど。契約書の中には何の契約が、入札は別にしても、随意契約についてとか、そういったものについては、ちゃんときちんとうたっていく必要があるだろうというふうに思っております。

それと、総価契約。これも塩竈市のガイドラインに記載はないんですけれども、瓦礫の処理を総価契約で決めた。議会にはずっと単価契約ばかり説明したものが、裁判では総価契約になったと、それが認められたと。これって何なのと。やっぱり、議会を全く愚弄しているのかということにもなるかと思えます。やっぱり、この辺がね、そういうところのないようにきちんとしていかなければいけないと。

あと、総価契約単価合意方式、こういうものがちゃんとあるわけですが、これは請負工事契約における受発注者の請負金額の変更の際に、算定式となる単価を協議して合意することを目的とすると。単価個別合意方式。それから、包括的単価個別合意方式という2つの種類があるということですね。これも、やはり第三者のチェックが必要ですし、そういったもの、外部監査とか、そういうところにちょっと委ねる必要もあるのかなど。

次、2ページ目です。

塩竈市災害復旧における入札契約方式の適用ガイドラインと。1として、災害復旧における入札方式の適用ガイドラインに準ずると。これは平成29年7月、国土交通省。この前も国土交通省の、ガイドラインになった資料はお出ししましたよね、皆さんにね。これに基づいて、これの中身で見ていっています。

このガイドラインのページ8にも、1-3-4に、調達協定対象工事における適用ということで、その第4条で、一般原則としては、国内の物品、サービス及び供給者。細則として、50万円を超える償却資産に該当する物件はリース契約とするということがうたってあります。これも、全て統一です。ところが、重点分野雇用対策事業のときに、これが破られています。何かというと、エフエムベイエリアの放送機器一式が50万円を超えているんですよ。それ

をリースではなくて買い取って、そのままエフエムベイエリアに譲渡した、譲渡というか、そのまま渡しちゃっているということがあります。これも、やっぱり契約破りだと思うんですけども、そういうところもきちんと、一番の問題は完了検査をなさいとうたっているのに完了検査をしていなかったというところと、概算払いという国の指示に対して、塩竈市は確定契約であるということにしているというところに大きな問題がある。潜在的な問題があると思います。

それと、問題あったのは、塩釜港開発。これはカラーコピー機を買ったんですね、100万円ぐらいの。それも塩竈市は認めちゃっているんですよ。本来はリースじゃなきゃいけないということを、そういうことをやっています。

次に、この国土交通省のガイドラインの16ページに、随意契約の締結ということで、契約案件が具体的に算出不可な場合には随意契約。契約案件が瓦礫収集運搬業務、一時仮置場分別業務のように、全体量が不確定要素が大なるものは、単価合意方式によるものと明示することが大事であろうと。単価合意方式の際の仕様書にもこういった契約方式の記載が必要ではなかろうかと。あと、作業現場ごとの全作業員の集合写真の提出。これはもうほかの市では必ず出されているんですが、塩竈市の場合は、仕様書にそういうことをうたっていない。そのために、必要はないという当局の判断を下しているわけですけども、そうすると、何人働いたかというのは、全然証明するものが何にもないということがあるので、やはり、こういったものを仕様書にきちんとうたうべきだろうと。それから、単価契約対象物品の購入、数量、使用重機のリース代と、そういうものを証明できる書類の、やはり、請求書の中に提出を求めるべきじゃないのかなというふうに思っております。

あと、下請保護法による下請と元請との契約者の権利の明示、明確化。これも守られていないということです。

それと、社会保険料契約関係者の書類の提出。これは、今、うちで保育所の工事を1年以上やっているわけですけども、ちゃんと表に下請業者の表示が、全て、そういう関係を書いているんですね。そういったものも、やはり写真として提出するぐらいのことが必要なのではないのかなというふうに思います。

あと、瓦礫収集運搬業務を随意契約の、一者見積で総額を決めて契約していたんですけども、全体では、不確定要素のある災害に対しての契約方法として、適切だったのかと。これも瓦礫収集運搬でも、4年前だったわけですけども、2年前にも市内の不法投棄のごみと

というのはほとんどなくなっているわけですが、それを4年間もやって、作業日報にはいろんな、後でいろいろつけていたりしますけれども、一番端的な例というのは、瓦礫収集運搬の中で、吉津の隧道の清掃というのが、3年目から週1回やったことになっていました。それで、環境課の担当は、それを聞いたときに、いや、現場が近いんでチェックしていますという答えだったんです。ところが、ああいった道路の、吉津の隧道、トンネルを清掃するに当たっては、やはり、道路使用許可証を取らなきゃいけないんですね。これは、ちゃんと土木課の職員がそういうふうに議会で発言しております。そうすると、道路使用許可証の申請は何千円ってかかるわけですよ、1か月ごとにね。だから、そういう領収書は一切提出されていないということは、それすらもやっていないと。やっていないことを作業したということで上げて認めているというふうなこともあるわけで、そういう、一般的に我々が知らないようなこともきちんとカイドラインに書いていくことによって、我々議員がそれを見ればみんな認識できる。また、分からない職員さんも、それを見れば認識できるというようなものを作っていかなきゃいけないだろうと思います。

その次に、市営汽船が運航する中で、作業員通勤のための交通船、これも交通船の請求書というのは下請業者のあれには一切ありませんでした。また、当然、通勤は、市営汽船がもう運航していたので、市営汽船で行ったものと推測されます。交通船の請求が全部で800隻ぐらい発注されているんだな。たしか2万円か3万円でしたけれどもね。そういうのが請求されていたということで、そういったものに対する判断というんですかね。誰がどうするかということ、やはりきちんと定めておかないといけないのかなというふうに思います。

私たち、今回、委員長に浦戸の工事の見積書を出してほしいとお願いしましたよね。積算見積り。

○鎌田委員長 大分前にね。

○志賀委員 はい。橋本店かな。その工事のやつ。そういう中に、交通船という項目が入ってくるのかどうかということを確認したかったわけです。だから、委員会として橋本店の工市の積算見積書をちょっと提出してもらうようにしていただければなというふうに思います。確認の意味でね、これはね。

それと、契約案件が重点分野雇用創出事業のように人員の確保が必要な事業は、人員確保に流動性があることから、事業総額を固定した契約は、実情にそぐわないことから概算払いの契約をします。国は概算払いということになっているので、それが塩竈市の場合は確定契約

だということになっていますし、それから、人を使う事業、保育所、あと今の藤倉の子供たちの預かりとか、そういったことについても、やっぱり、委託するときには人員の変動があるでしょうから、その辺の人員の変動に対して、契約金額の変動が生じるものか生じないものか、そういったことを確認しながら、やはりガイドラインとして実情に合った形で、きちんと整えていくことが必要なのではないかなというふうに思っています。

あと、一般管理費という、設計書にあるんですけども、これを今までいろんな見積書を出させると、積算見積書ですね。これが15%であったり、20%であったり、4%であったりという、全く曖昧な形でやっていて、それはなぜなのかということになると、いや、財政課から予算が削られるんで、そこで調整しているんですという言い方をするわけですが、別に積算見積りですから、本来はちゃんと見積りして、あとは随意契約なり、あとは見積りなり取ってやるときには、競争させればその金額は下がるわけですから、そこをどういう操作が本当に必要なのかどうかということも疑問に感じているわけですし、そういうことが、管財契約課としてというか、全体的にきちんと統一ができるかできないかということも、これは役所と話をしながら決めていかなければいけないのだろうというふうに思います。

あと、契約書は、こういうふうに、総価契約も単価契約も、どういった契約内容を明示していくか。

重点分野雇用創出事業のときに、宮城県の監査が入って、300万円の返還を塩竈市が受けました。これを平成28年3月に返還をしているわけですが、市当局は、議会に対して補正予算の提出もすることなく、同意も得ないまま、支出をしています。そういうことが起きているんですね。これって、本当にどうなのかなというふうに思うわけですけども、こういったことがあるので、こういったところも、やはり、議会に対する報告というものをきちんとしていただけるような仕組みづくりが必要なのではないかなというふうに思っています。

今度、3番目ですね。これは契約の種類として、総価契約、単価契約というものをそれぞれの中に説明を書いているわけです。

以上が、ざっとした説明です。

こういう状況踏まえて、ガイドラインにいろいろ盛り込んでいくことが必要なのではないだろうかなというふうに思っています。

以上です。

○鎌田委員長 ありがとうございます。

ほかはございませんか。いかがですか。小高委員、いかがですか。

○小高委員 後ほど発言します。

○鎌田委員長 菅原委員、いかがですか。

○菅原副委員長 先ほど、志賀委員からいろいろ説明がございましたけれども、これはあくまでも、やはり、随意契約の中の不足している部分かなという説明だったと思うんですけども、これは当局にやっぱり、我々ここで確認できないものであって、この辺の、今後、当局との話合いで、随意契約に盛り込んでいけるのかというのは話合いしたほうがいいのか、この辺は委員長、どうなんでしょうか。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 委員長として、このガイドラインにこういったものを含めたハンドブックというか、ガイドラインというか、そういうものをいつまでにつくる、目標にやっていくかということを決めてやっていかないと、あと1年何か月しか、二、三か月しかないんですから、決められないまま終わってしまっは具合悪いなと私思っているんです。

○鎌田委員長 決められないということはないですけど、私としては今年中にね、今年度ではなくて今年中にね、できたら今年中ぐらいに、本当は春ぐらいまでは監視委員会だけ、何だっけ、課ができましたよね、契約関係のね。あれまでは出したいなという思いであったけれども、いろいろと今までの経過があってそこまで進んでいないので、そうすると、今年いっぱいかなというね。

○志賀委員 一応、年内でということになれば、こうやって委員会をまた開いてやっていったほうが、意見は意見としてそんなにもう出ないと思うですよ。だから、この私の作った資料を基に、整えなければいけないことというものを、この資料別冊に出てきたガイドラインというのがありますね。このガイドラインを一つのたたき台として、これに問題点を肉づけして行って、それで、この委員会としてのたたき台をつくるという作業にしたらどうなんでしょうか。

○鎌田委員長 このガイドライン自体は総務でつくっていただいたんですね。前の私が委員会委員長をやった折に、4年か5年ぐらい前だったと思いますけれども。それを方向的には見直しをします。そして、先ほど言ったように、公募の仕方やら、期間やら、ちょっと細かいところまで要求するのもいいんですけども、ガイドラインをあまり細かくしちゃうと、使わなくなっちゃうとかね。だから、いつも使えるような、そういったタイプで、あまり細

かくしちゃうとあれなんで、そういったことも要望して、私たちがつくるのではなくて、つくってもらおうと。それを私たちが要望して意見を聞いて、見て、また意見を述べてというふうにしてね。私たちの、私たちだけではいいのかどうか分からないけれども、私たちの要望に沿うようなガイドラインをつくっていくという方向性がいいのではないかと私は考えております。

○志賀委員 私は反対です。

○鎌田委員長 という、私たちがつくるということ。

○志賀委員 自分たちがつくんなけりゃ。私の考えとしては、やっぱり、事務局と委員長、副委員長にその辺を、もんでもらって、たたき台をつくっていただくということがいいのかなど。結局、役所の人に任せちゃうと、また抜け道をつくっちゃうんですよ。それだと、また同じことの繰り返しになるんです。

○鎌田委員長 ですから、それを1回だけするのではなくて、できたものを私たちがまた見て、変更を求めると、必要な箇所についてはね。そういったもので、私たちの意向に沿う形でつくっていただくという方向で私は考えているわけですけどもね。

○志賀委員 私的には、我々がつくって、一応、基本をつくって、当局に、こういうところが、細々と入れるということに対してどうなのかと意見も聞いて、そして、委員会で総合的に判断して整えていくというほうが、やることによって議員も勉強になりますから、ぜひやってほしいです。

○鎌田委員長 ちょっと私的考え方になるんだけど、コーチング的な考え方からいくと、やはり、周りからつくられたものを与えて、これでやってねというタイプだと、なかなか守られないし、活用されないというところがあるんですね。自分たちでつくれば、ですから、自分たちというのは役所でつくって、我々の要望も入れてね。自分たちでつくれば、やっぱりそれを守ろうとか使おうという意識も高まるしね。その意識だけの問題ではないとは思いますが、方向的には、ですから、私たちがつくってこれでやれという形では、あまり生きてこないのではないかと、私は思うんです。ですから、やっぱり本人たちにつくっていただいて、自分たちでちゃんと枠組みをつくっていただくと。自分たちでつくれば、また自分たちで活用しろという意識も高まってくると私は思うんですよ。そんな意味では、私たちがつくるのではなくて、私たちが必要ポイントを要望して、それをつくっていただくという形が望ましいのではないかと、私は考えるんですけども、皆さんどうですかね。志賀委員

は自分たちでつくったほうがいいということですが。

○志賀委員 こういう契約関係を皆さんが熟知していたらいいですよ。していたら判断できるんでしょうけれども、残念ながら熟知していませんよね。だから私は自分たちでそういうものをつくって、熟知した上で、当局とやり取りしてつくったらどうですかという提案をしているわけです。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 委員長も志賀委員もどちらも一理あると思うんです。なので、まず一番最初にやらなきゃいけないのは、各ガイドラインのどこに何を盛り込んでほしいかというものを、まずはこちらで決める。文章の体裁を整えるとか、そういうのは当局に任せていいと思うので、例えば、このガイドラインのデータをもらって、そこに、朱書きでここにこれ入れろ、これ入れろということをまずうちの段階でもむということができれば、志賀委員がおっしゃるように、読み込みの部分にもなると思うんですね。その後、実際にそれをガイドラインの中にちゃんと入れ込んでもらう作業は当局にお願いしてもいいと思うんです。

なので、一番まず最初に我々としてやるのは、志賀委員が先ほど説明いただいた内容と、それからこれまでこちらが決めてきた、契約の期間とか公告の期間も含めた、6個ぐらいありましたよね。あれの全体を、まずどれをどこに盛り込んでほしいかということをやちゃんと明確に文章として出すということが必要かなと思います。それができないと、当局に言っても、こっちの意図どおりに物は動かないし、なので、まずはその作業からかなとは思いますが、それでも。

○鎌田委員長 概略、自分たちの要求する項目を出して、どの項目については、この項目についてはどこだよという。そういう、私が言わんとしているのはそういうことなんですけれどもね。一句一句全部文章をつくって、その中に自分たちのあれを盛り込んでいくというと、もう私たちがつくったということになると、また違ってくると思うんですよ。ですから、私たちが必要な項目を要求して入れてもらうという、ないしは、変えてもらうという、そういう方向性で私は考えているわけですが、それでもね。

その他、意見ございますか。小高委員。

○小高委員 委員長と志賀委員と、お二人の話をお聞きして、私はどちらでもそう変わらないというふうにお聞きをしておったんですが、先ほど土見委員おっしゃったとおり、じゃ契約規則のこのところをこういう文章に変えなさいと、あるいは、随契のガイドラインのここを

こういうふうに変えなさいというところまでの作業というよりは、問題点の整理は大体されましたので、それについて、先ほどおっしゃったとおり、ここの部分をこういうふうに合わせて変えてくれというあたりで、ある段階で当局と突き合わせをしながら、そういう形で進めていくのがいいのかなというふうに思っていました。

それで、志賀委員に今日ご説明いただいた資料の中を見ていますと、一つ一つ問題点があって、そこにこういうふうに整理したらいいんでないかというところまで踏み込んで作っていただいた資料だったんですが、恐らくは契約規則だったりとか、あるいは、随契のガイドラインだったりとか、あとは前から話に出ている公募期間の長さなんかは、やはり、契約基準に関わってくるんだと思いますので、何がどの部分のどこなんだというところの整理をして、その上で、じゃそこをこういう方向性で変えてほしいというところまでが、委員会としての提案としては、着地点としてはいいのかなというふうに感じたので、私としてはそういう方向がいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○鎌田委員長 ほかございますか。（「なし」の声あり）

なければ、暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時50分 再開

○鎌田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

発言はありませんね。（「はい」の声あり）

では、こういった形でいきたいと思います。

3月24日に挙げられた論点、それから、本日、志賀委員から提出された問題点、これを含めた原因、それから対策、そしてガイドラインのどこに盛り込むかを、委員長、副委員長、そして志賀委員の3名でまとめていくということよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それについては、随時、ほかの委員さんにもお知らせをします。ある程度、それができた段階で、全員でそれについて審議をするという形でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

進み方については、あとは委員長、副委員長にお任せいただきたいと。ちょっと6月定例議

会も入るし、その最中にもやれるかどうか分かりませんが、私たち委員長、副委員長にその日程調整やらについてはお任せ願いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 では、そういうふうにご決定をいたしました。

では、本日はどうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

午前10時52分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 鎌田 礼二